

仕 様 書

- 1 工事件名：北熊本(R3) 39号建物内装改修工事
- 2 工事場所：熊本市北区八景水谷2-17-1 陸上自衛隊北熊本駐屯地39号建物
- 3 工事期間：契約締結日の翌日～令和3年12月17日(金)
- 4 工事概要

工 事 項 目	規 格	数 量	備 考
I 建築工事			
1 仮設工事			
(1) 墨だし		1 式	
(2) 養生		1 式	
(3) 整理清掃後片付け		1 式	
(4) 内部足場		1 式	
(5) 仮設間仕切り		1 式	
2 金属工事			
(1) 軽量鉄骨壁下地	スタット 65 形 @450	17.69 m ²	
(2) 軽量鉄骨壁下地	スタット 100 形 @450	2.47 m ²	
(3) 軽量鉄骨天井下地	野縁 19 形 @300	9.5 m ²	
3 塗装工事			
合成樹脂エマルジョンペイント	EP-G	0.6 m ²	天井
合成樹脂エマルジョンペイント	EP	45.66 m ²	壁
4 内装工事			
(1) ビニル床タイル張り	ビニル床タイル t=2.0mm	9.08 m ²	
(2) ビニル幅木	H60mm	16.75 m	
(3) 壁石膏ボード張り	12.5mm 不燃 下地ボード 12.5mm 共	40.85 m ²	
(4) 天井石膏ボード張り	9.5mm 化粧板 不燃	9.84 m ²	
(5) 天井石膏ボード張り	9.5mm シージングボード張り	0.6 m ²	
5 エント及びその他工事			
既設備品撤去・移設		1 式	
6 撤去工事		1 式	
II 電気設備工事			
1 配管工事			
(1) 電線管	PF16 隠ぺい	11.3 m	
(2) 電線管	E51 貫通箇所	2 m	
(3) 線ぴ	1 種金属線ぴ	6.3 m	
(4) 線ぴ	線ぴ用コンセントボックス	7 個	
(5) 位置ボックス		3 個	
(6) 防火区画貫通処理	金属管 E51	2 箇所	
2 配線工事			

(1) 600V 絶縁ケーブル	EEF2. 0-2C	34.3 m	
(2) 600V 絶縁ケーブル	EEF1. 6-3C	8 m	撤去再取付
3 電灯設備工事			
(1) コンセント	2P15A×2	7 個	撤去再取付
(2) LED 照明器具	ペーサイト 1 灯相当	2 個	
(3) LED 照明器具	ダウンライト 白熱灯 60 型器具相当	1 個	
4 撤去工事		1 式	
Ⅲ 機械設備工事			
1 空気調和設備			
(1) パッケージエアコン	PKFY-P22AM-C	1 台	撤去再取付
(2) 空調換気扇	VL-70ES2-J	1 台	撤去再取付
Ⅳ 産業廃棄物処分		1 式	

5 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（以下、「標仕」という。）」「公共建築改修工事標準仕様書（以下、「改修標仕」という。）」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議のうえ「施工計画書（施工の具体的な計画を定めたもの）・施工図・工事工程表」を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾をうけた場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、工事完了後速やかに現像し、A4判アルバム（プリント可）に整理のうえ1部提出すること。
- (6) 工事実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 工事実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 工事実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次のア～カの事項を満たすものとする。
 - ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 - ウ 安定的な供給が可能であること。
 - エ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - オ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

- (10) 工事に必要な電気・水についてはすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
- (11) 駐屯地の出入門時間は、8時00分～18時00分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。
- (12) 本工事で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材引渡書を提出し、所定の位置（場内運搬距離約1km）に搬入・集積する。その他の廃品等については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守し請負業者の責任において場外処分すること。処分完了後、処分完了が証明できる書類（ manifests の写し）を官側に提出するものとする。
- (13) 本工事は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (14) 請負者は下請等契約を行う場合は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工台帳等、官側が求める書類等を速やかに提出及び処置を行うこと。
- (15) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を工事現場に備えると共に監督官に提出すること。なお、提出時期は工事施工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
- (16) 一般事項及び特記事項で選択する部分については、●印が付いたものを適用する。
- (17) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6 特記事項（建築工事）

※ []内の番号等については、標仕・改修標仕番号とする。

(1) 仮設工事

ア 既存部分の養生は、下記のとおりとする。

部分名称	養生方法
既存部分の養生方法	ビニルシート、合板等
既存家具、既存設備等の養生方法	ビニルシート等
固定された備品、机、ロッカー等の移動	○請負者 ・ ●官側

イ 仮設間仕切り

本工事で設置する仮設間仕切りは、ビニールシート等を使用した簡易的なもの想定している。また、夜間は隊員が工事エリア付近を通行することがあるため、通行の支障にならない程度、仮設間仕切りを日々撤去するものとする。

(2) 金属工事

ア 軽量鉄骨天井下地

[14. 4. 2] [14. 4. 3] [14. 4. 4] [表 14. 4. 1] [表 14. 4. 2]

(ア) 野縁等の種類は屋外 25 型、屋内 19 型とし、形式及び寸法については下記のとおりとする。

部位	天井仕上材	野縁間隔	吊ボルトの間隔
屋内	各種せっこうボード、けい酸カルシウム板 (1,820×910、910×910 直張り)	S 片 - 300 W 片 - 900	@900

(イ) 天井のふところが1.5m以上の補強方法は標仕 14.4.4(h)によるものとし、3mを超える場合の補強方法、補強箇所については図示によるものとする。

イ 軽量鉄骨壁下地

[14. 5. 3] [表 14. 5. 1]

スタッド、ランナーの種類は（100 形・65 形）とし、スタッドの間隔は下記のとおりとする。またスタッドの高さが5mを超える場合は図示によるものとする。

仕上げ工法	スタッド間隔	備考

ボード単板張り	@300	
ボード類下地張り(2重張り)	@450	

(3) 塗装工事

ア 材料 [18. 1. 3]

(7) 使用する材料はJIS適合品とする。

(4) 防火材料の指定がある場合には建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき指定又は認定を受けた材料とする。

イ 素地ごしらえ

塗装面	種別	適用
石膏ボード及びその他ボード面	B種	[18. 2. 7]

オ 各種塗装の種別

記号	種類	塗装面	種別
EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(18. 8. 2~3)	コンクリート面、モルタル面、ボード面等	B種
EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り(18. 9. 2)	コンクリート面、モルタル面、ボード面等(屋内)	B種

(4) 内装工事

ア ビニル床タイル [19. 2. 2]

種類	記号	使用箇所	寸法(mm)	厚さ(mm)
コンポジションビニル床タイル(半硬質)	KT	図示	300×300	階段、廊下 3.0 一般部 2.0

イ ビニル幅木

[19. 2. 2]

材質	高さ(mm)	厚さ(mm)
軟質	60	1.5以上

ウ セッコウボード、その他のボード及び合板張り

セッコウボード、その他のボード及び合板張りの種別は下記のとおりとする。

種類	JIS記号	規格等
セッコウボード	GB-R	
シーリングセッコウボード	GB-S	
化粧セッコウボード	GB-D	

エ セッコウボードの目地処理

[19. 7. 3]

目地処理の種類	セッコウボードのエッジの種類	目地処理の種類	適用箇所
突付け工法	ベベルエッジ	●無 ○有	一般

(5) 内装改修工事

ア 改修範囲

(7) 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 ●図示 [6. 1. 3]

(4) 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 [6. 1. 3]

壁面より600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ●図示

(7) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 ●既存のまま [6. 1. 3]

イ 既存壁の撤去及び下地補修

(6) 塗装改修工事

ア 材料

[18. 1. 3]

(7) 使用する材料は J I S 適合品とする。

(4) 防火材料の指定がある場合には建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき指定又は認定を受けた材料とする。

イ 下地調整

(7) 既存塗装の除去範囲（塗替えて RB 種の場合）は塗替え面積の 30%とする。 [7. 2. 1]

(4) 下地調整 [7. 2. 2~7] [表 7. 2. 1~7]

下地の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
コンクリート面、ALCパネル面	●RB種	○RA種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面	●RB種	○RA種 ○RB種	

ウ 各種塗装の種別

記号	種類	塗装面	工程	
			塗替え	新規
EP-G	つや有合成樹脂 エマルジョンペイント塗り [7. 9. 2~5]	コンクリート面、モルタル面、ボード面等	B種	B種
EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り [7. 10. 2]	コンクリート面、モルタル面、 ボード面等(屋内)	B種	B種

つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り及び合成樹脂エマルジョンペイント塗り

しみ止めの種 ●B種又はC種

[7. 9. 2] [7. 10. 2]

7 特記事項（電気設備工事）

(1) 共通工事

ア 電線管は、特に明記ない限り、合成樹脂製可とう電線管（PF単層管）とする。

イ 軽量鉄骨間仕切りに設ける配線器具へのケーブル保護管及び位置ボックスは省略しても良い。省略した場合、配線器具は、はさみ金具を用いて取り付ける。

ウ 屋内隠ぺい部に設置するプルボックスは、特に明記ない限り鋼製錆止め塗装とする。

エ 屋内露出部に設置するプルボックスは、仕上げの塗装が施されたものを設置する。

オ プルボックス、ジョイントボックス及び器具を実装しないプレート並びに監督官の指示するプレートには、略称などにて用途等を明記する。

カ ケーブルが防火区画等を貫通する場合は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合する材料及び工法によるものとする。

(2) 電灯設備

ア 配線器具は大角型を原則とし、プレートは特に明記ない限り合成樹脂製とすること。

イ 分電盤類からの配線には回路番号又は負荷名称を表示すること。また分電盤内にはケース等に収めた盤結線図を収納する。

(3) 撤去工事

ア 撤去工事実施に当たっては、撤去要領及び工程等について監督官と十分協議のうえ着手する。

イ 特に明記ない限り、コンクリート等に埋込まれた配管類は撤去しない。

ウ 撤去後不要になった穴などは、モルタルにて穴埋めする。なお、仕上げは本工事とする。

8 特記事項（機械設備工事）

(1) 空気調和設備

ア 施工範囲

各機器明細表による空調機器の撤去再取付及び、配管（●冷媒 ●ドレン）工事

イ 空調冷暖房方式

●個別空調（○セパレート形 ●ビル用マルチ型）

ウ 機器の支持

転倒及びガタつきの無いように、壁又は床に堅固に固定する。

エ 空気調和機移設の注意事項

空調機器の移設完了後、空調機器の真空引き及び試運転を実施し、正常に空調機器が稼働することを確認すること。万が一冷媒ガス充填量が足りない場合は、請負者負担で充填するものとし、試運転状況により空調機の不具合等が発見された場合、その原因究明に努めるものとし、修理若しくは更新に必要な見積書の提出を実施すること。

9 提出書類

(1) 種類・部数

ア 工程表	1部（契約後すみやかに）
イ 現場代理人等指名・変更通知書	1部（契約後すみやかに）
ウ 着工届	1部（着工当日）
エ 竣工届	1部（完了当日）
オ 工事打合簿、工事日誌	1部（その都度）
カ 材料検査簿	1部（材料搬入時）
キ 使用材料承認願及び承認図等	1部（すみやかに）
ク 作業写真	1部（工事完了後すみやかに）
ケ 工事内訳明細書	1部（契約後すみやかに）
コ 発生材引渡書	1部（必要時のみ、引渡時）
サ マニフェストの写し	1部（処分完了後速やかに）
シ 産業廃棄物運搬・処分業の許可証・契約書の写	1部（契約後すみやかに）
ス 施工体制台帳の写し	1部（工事施工前及び変更時）
セ 各種報告書、試験成績書等	1部（工事完了後すみやかに）
ソ その他指示された書類（その都度）	

(2) 提出方法

提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。